

～ 病気や障がい等のある学生への合理的配慮の流れ ～

本学では、学生の修学・学生生活のさまざまな問題や悩みなどについて、学生支援室が窓口となり相談を受けます。

学生支援室は、病気や障がい等で修学上困難がある学生に必要な配慮や支援について相談できる窓口でもあります。秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

①相談の予約

学生支援室での相談を希望する学生や教職員は、相談予約をお願いします。
相談申込後に学生支援室から電話やメールで連絡し、初回面談の日時を決めていきます。
予約制としますが、緊急な場合等は可能な限り対応します。

相談予約は、1)または2)のいずれかの方法になります。



- 1) 電話または来室での相談予約申込 学生支援室 電話:0994-46-4881
- 2) メールでの相談予約申込 学生支援室 E-mail:g-support@nifs-k.ac.jp
件名は、【相談申込】とし、本文に ①氏名 ②学籍番号・または所属 ③携帯電話番号を記入し送信してください。

※予約状況によっては、初回面談まで少し時間がかかる場合があります。

※父母等関係者からのお申し出のみでは、対応しかねる場合があります。

②面談の実施

初回面談を行います。秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

○相談の内容により面談等を続ける場合は、次回の予約をします。

○相談内容によっては、学内の他部署や保健管理センターでのカウンセリング、学外の相談機関等をご紹介しますことがあります。

○配慮支援を希望する又は必要と判断した場合「合理的配慮申請」の説明を行ないます。



③合理的配慮の申請

次の1)～3)の書類が必要となります。 ※3)は、発達障がいのある学生のみ必須。

- 1) 合理的配慮申請書 ※[申請書のダウンロード\(PDF:160 KB\)](#)

大学へ申請する内容について学生自身が記入する書類です。

- 2) 医療機関発行の診断書 ※発行日より3ヶ月以内のもの

【診断書の必要項目】

①診断名 ②症状や現在の状態等(②に関して修学上必要な配慮や留意点等があると望ましい)

- 3) 検査結果報告書等(最新のもの:コピー可)

④合理的配慮の検討

提出書類および面談内容をもとに、大学へ要望する配慮や支援が合理的かつ大学のルールの下で提供可能なものかについて、学生支援室会議で検討します。



⑤合理的配慮の決定／関係教員・職員への配布・周知と実施

提出書類、面談内容や学生支援室会議等の内容を踏まえて、大学としての合理的配慮提供の可否を判断し、実施する配慮・支援を決定します。決定後に申請者本人へ通知し、申請者が履修(予定)する関係教員や職員へも周知し実施します。

※施設や機器に関わる要望、授業以外の学生生活に関わる要望については、適宜対応を進めます。

※大規模な改修や機器等の購入が必要な場合は、全ての要望に対応するのが難しい場合や時間を要する場合があります。

※授業に関わる支援・配慮が必要な場合は、当該学生が履修している授業の担当教員に対して、「授業に関わる配慮依頼文書」を発信します。

文書発信後、授業ごとに実施される具体的な配慮内容については、学生本人と各担当教員が、決定した合理的配慮の範囲内において相談・調整します。

⑥学期ごとの振り返り／配慮内容の継続

その時の症状に応じた配慮・支援を検討するため、修学上の合理的配慮の継続を希望する学生は、学期ごとに面談・更新手続きを行う必要があります。各学期の成績確定等を踏まえて、当該学期の修学状況の振り返りを行います。

※学期途中でも、配慮内容の見直しに関するご相談は随時受け付けています。

※学生本人の意思確認が取れないまま、翌学期に自動的に合理的配慮を実施することはいたしませんので、ご注意ください。

※新たな配慮の実施を希望する場合は、その配慮が必要な根拠となる診断書等を改めて提出していただきます。

※症状の変化しうる障がい(精神障がい等)による配慮を申請する学生については、配慮内容の変更有無に関わらず、原則として、学期毎の更新手続きの際に、最新の状態に即した診断書(発行日より3ヵ月以内のもの)の提出が必要です。

学生ひとり一人に応じた配慮の必要性・合理性を慎重に検討する必要があるため、配慮支援の実施が決定されるまでには、1～2か月程度時間を要することもあります。

配慮支援を希望する方や話を聞いてみたい方は、お早めに学生支援室までご相談ください。

